

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料の納め方

65歳以上になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。

納め方は受給している年金^{※1}の額によって次の2通りに分かります。また、法律により決められているため個人で納め方を選ぶことはできません。

※1 受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

普通徴収

年金が年額**18万円未満**の方 → **【納付書】**や**【口座振替】**で各自納めます

- 堺市から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納期限までに納めてください。

納め忘れがなく、一度申込手続きをすると自動で継続される**口座振替が便利**です。

手続き

① **介護保険被保険者証(または納付書)**、**通帳**、**印かん(通帳届出印)**を用意します。

② 取り扱い金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。

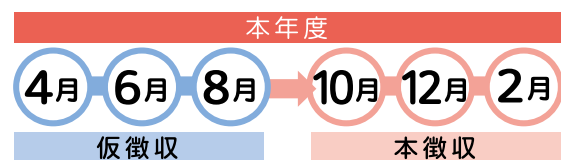
※口座振替の開始月は、後日通知します。

※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。

特別徴収

年金が年額**18万円以上**の方 → 年金から**【天引き】**になります

- 介護保険料が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きされます。4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め(仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。



- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6か月～1年後から介護保険料が天引きになります。天引きが開始されるまでは、納付書か口座振替により納めてください。

※お申し出による、特別徴収から普通徴収への変更はできません。



こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった など

※65歳以上の方で就業しており、就業先で健康保険に加入していても、介護保険料は堺市に納めることになります。

40～64歳の方(第2号被保険者)の保険料

保険料額は加入している医療保険(国民健康保険、職場の健康保険)ごとの算出方法によって決められ、医療保険の保険料と合わせて納めます。

※詳しくは加入している医療保険者にご確認ください。

納期限までに介護保険料を納めましょう。

～介護保険料を滞納すると、次のような措置がとられます。

納期限を過ぎると	納期限から1年以上滞納すると	納期限から1年6か月以上滞納すると	滞納を続けて、納付できる期間を過ぎると
督促が行われます。延滞金が徴収される場合があります。	利用したサービス費用はいったん全額自己負担となり、申請により後から保険給付費が支払われます。	引き続き、利用したサービス費用はいったん全額自己負担となり、申請しても保険給付費の一部または全額が一時的に差し止められます。	左記に加えて、未納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費、特定入所者サービス費などが受けられなくなります。

費用の支払い／介護保険料の決まり方・納め方